

## 夕張市要介護認定情報の提供に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、夕張市個人情報保護条例（平成14年条例第9号）に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う要介護認定又は要支援に係る情報（以下「情報」という。）を、被保険者の心身、生活環境、医療等の状況に応じた適正な介護サービス計画の作成等のために提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (提供目的)

第2条 前条に規定する介護サービス計画の作成等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成
- (2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプランの作成
- (3) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (4) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定又は優先入所対象者の判定
- (5) 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定
- (6) その他前各号に類する目的であって、市長が認めるもの

### (提供対象情報)

第3条 市が提供する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票
- (2) 認定結果通知書
- (3) 主治医意見書

### (提供対象者)

第4条 情報の提供を受けることができる者は、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 被保険者本人（以下「本人」という。）
- (2) 居宅介護支援事業者
- (3) 介護予防支援事業者（地域包括支援センター設置者から委託を受けた居宅介護支援事業者を含む。）
- (4) 介護保険施設
- (5) （介護予防）特定施設入居者生活介護事業者
- (6) （介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者

- (7) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者
  - (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業者
  - (9) 指定通所介護事業者
  - (10) 地域密着型通所介護事業者
  - (11) その他本人の介護サービス計画の作成等に資すると市長が認める者
- 2 前項第1号に掲げる者は、第2条第1号に規定する目的の場合に限り情報の提供を受けることができる。
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる者は、本人から居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書が提出されている場合に限り情報の提供を受けることができる。
- 4 第1項第4号に掲げる者は、本人が現に入所している場合、本人と当該事業者との間で入所契約若しくは入所仮契約が締結されている場合又は本人から入所申込書が提出されている場合に限り情報の提供を受けることができる。
- 5 第1項第5号から第10号までに掲げる者は、本人と当該事業者との間で地域密着型サービス等の提供に係る契約を締結している場合に限り情報の提供を受けることができる。

(被保険者の同意等)

- 第5条 第3条の情報を提供するに当たっては、要介護(支援)認定申請書の情報提供の同意欄に本人の同意署名がされていなければならない。ただし、同意署名がされていない場合であっても、情報提供についての当該本人の同意書が提出されたときは、この限りでない。
- 2 第3条第3号に規定する主治医意見書に係る情報の提供については、主治医意見書の情報提供の同意欄に当該主治医意見書を作成した医師の同意署名がされていなければならない。ただし、同意署名がない場合であっても、情報提供についての当該主治医の同意書が提出されたときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人から次条に規定する情報提供の申請があった場合は、当該主治医と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(申請の手続)

- 第6条 第4条第1項各号のいずれかに掲げる者が情報の提供を受けようとするときは、情報提供交付申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 情報の提供を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前項の申請を行う際に、次に掲げる書類等を提示又は提出しなければならない。
- (1) 本人による申請の場合 本人であることを確認できる公的な証明書
  - (2) 事業者による申請の場合 申請手続を行う者が当該事業者に所属し

ていることを確認できる書類等及び本人が入所若しくは利用、又は入所の予定があることを確認するために必要な書類

(情報の提供)

第7条 前条第1項の規定による申請が適当と認められるときは、市長は、当該申請に係る第3条各号に掲げる書類の写しを交付するものとする。

2 前項の書類の写しの交付について、申請者が希望する場合は、郵送によることができる。この場合において、その郵送方法は、担当者宛ての親展で簡易書留扱いを原則とし、郵送に要する実費は申請者の負担とする。

(提供を受けた者の遵守事項)

第8条 情報の提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた情報は、当該事業者等において管理し、介護サービス計画の作成等以外の目的に使用しないこと。
- (2) 提供を受けた情報を本人、親族及びその他の者に知らせ、又は資料(複写し、又は複製したものを含む。)を提供又は共有をしないこと。
- (3) 情報の提供を受けた者の職員その他の従業員又は職員その他の従業員であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 提供された情報の提示、提出又は返還を市から求められたときは、速やかにこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第9条 市長は、情報の提供を受けた者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったときは、その者に対し、それ以後の情報の提供を行わないことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、情報提供の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

(夕張市要介護認定情報提供要綱の廃止)

2 夕張市要介護認定情報提供要綱(平成23年1月6日施行)は、廃止する。